

答 申 書

1 審査会の結論

豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行った、豊橋市立岩西小学校（以下「岩西小学校」という。）に係る平成29年度学校経営案のうち、その一部を非公開とした決定については、妥当でなく、非公開とした部分を公開すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求までの経過

ア 平成30年3月22日 公文書公開請求

2017年度（平成29年）各小学校の学校経営案及び29豊教学第1410号の中にある「別紙参照」の別紙に係る公文書公開請求

イ 平成30年4月10日 公文書一部公開決定

対象公文書を「平成29年度学校経営案」、「29豊教学第1410号の中にある「別紙参照」の別紙」と特定した上で、岩西小学校に係る平成29年度学校経営案のうち、「当該職員名、学級名、性別、校務分掌」を非公開とする旨の公文書一部公開決定を行った。

ウ 平成30年4月23日 審査請求

(2) 審査請求の内容

ア 審査請求の趣旨

前記公文書一部公開決定処分のうち、公開しないこととした部分を取り消すとの裁決を求める。

イ 審査請求の理由

審査請求人（以下「請求人」という。）の主張を、平成30年4月23日付け審査請求書、同年7月2日付け反論書及び同年10月10日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (ア) 公開を求める部分は、岩西小学校に係る平成29年度学校経営案のうち、非公開とされた部分である。
- (イ) 教育委員会は、(ア)の非公開部分について、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号に該当するとして、公文書一部公開決定をしている。教育委員会は公開しないこととした理由は、条例の条項を記載してあるのみで、理由として不十分である。また、被害児童の個人情報に該当するとしているが、理解しがたいものである。
- (ウ) 教育委員会は、(ア)の非公開部分について、当該情報を公開すると個人の権利利益を害するおそれがあり、被害児童がさらなる被害を受けるおそれがあると説明するが、当該おそれは抽象的である。
- (エ) 体罰事案の加害者である教職員の氏名は裁判に係る報道で公表されており、しかも、公表されていない段階においても他の情報公開請求によって公開された情報と教職員の異動情報等とを照合すれば当該教職員の氏名は特定することが可能なため、非公開とする正当な理由があるとは言い難い。また、知る権利を尊重する観点からも、本件非公開部分は公開すべきである。
- (オ) 本件体罰事案は、重大事件であり、教諭の氏名が公開されることは当然のことであり、(ア)の非公開部分は全面的に公開されることが求められる。
- (カ) 以上の理由により、(ア)の非公開部分を非公開とする公文書一部公開決定は取り消されるべきである。

3 教育委員会の主張の要旨

教育委員会の主張を、平成30年6月8日付けの弁明書及び同年10月10日の本審査会における調査から要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、岩西小学校の平成29年度の学校経営案である。

(2) 非公開とした理由

ア 本件対象公文書の非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、体罰事件の加害者である教職員を含む数名の教職員の氏名、性別、担当学級名、校務分掌である。本件非公開情報を公開すると、被害児童が所属するクラスが明らかになり、これと被害児童数や性別を合わせると被害児童の範囲が10名程度に限定することが可能となり、学校関係者が有する情報等と照合すれば被害児童の特定につながるおそれがある。

したがって、条例第6条第1項第1号前段に該当する。

イ また、仮に、他の情報と照合することにより被害児童を識別することができず、本件非公開情報は、被害児童そのものの情報ではないとしても、被害児童が識別される可能性を否定できない情報であり、被害児童からすれば本件非公開情報につき秘匿されるべき利益を有するため、本件非公開情報を公開すると当該利益を害する。

したがって、条例第6条第1項第1号後段に該当する。

ウ そして、本件非公開情報は、条例第6条第1項第1号ただし書に該当する事由はない。

エ 以上の理由により、公文書一部公開決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の指針

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めるこ

とにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（条例第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分に尊重した上で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（条例第3条）。

そして、条例第6条第1項は、公文書の原則公開を定めるとともに、公開請求に係る情報が非公開情報に当たるかどうかの判断権を実施機関が有することを規定している。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件非公開情報の非公開情報該当性について

ア 本件非公開情報について

本件対象公文書につき、体罰事件の加害者である教職員を含む数名の教職員の氏名、性別、担当学級名、校務分掌に関する情報が非公開とされていることが認められる。

イ 条例第6条第1項第1号前段について

(ア) 教育委員会は、本件非公開情報である教職員の氏名、性別、担当学級名、校務分掌は、直接的には被害児童の情報ではないが、学校関係者が保有し、又は入手し得る情報と照合することで被害児童が特定されるおそれがあると説明しているところ、この説明は、条例第6条第1項第1号前段に規定する照合する「他の情報」の範囲を、学校関係者という特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報としているものである。

(イ) しかしながら、「他の情報」の範囲をこのように解すれば、非公開の範囲が無限に広がりかねず、ひいては市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、

もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とすると規定する条例第1条の目的を没却する結果となり、相当でない。

そこで、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、それに関する情報が公開されることにより個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非公開とすべきものと解する。

(ウ) 本件非公開情報について検討するに、確かに、教育委員会が説明するとおり、学校関係者という特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、被害児童を特定し得る可能性があること自体は否定できないが、本件非公開情報は、体罰事件の加害者である教職員を含む数名の教職員の氏名、性別、担当学級名、校務分掌に関する情報であって、体罰の内容等が記載されているものではないため、公開されても被害児童の人格的利益や社会的評価につき、上記のような事態が生じる相当程度の蓋然性があると認めることはできない。

また、本件非公開情報が公開されたとしても、一般人が通常入手しうる情報との照合により10名程度の児童から被害児童を識別できる可能性は抽象的な可能性であって、相当程度の確実性をもって可能であるとは認められない。

ウ 条例第6条第1項第1号後段について

(ア) 条例第6条第1項第1号後段は、個人が識別されない部分であっても、それを公開することが、個人の権利利益を害することがあり得ることから、当該部分の公開を禁ずるものであり、個人の人格と密接に関連する情報や個人の知的創作に関する情報については、これを公にすると、個人の人格や財産権を侵害するおそれが生じることもあるから、このような場合に、非公開情報として保護しようとする趣旨であると解される。

(イ) 本件非公開情報について検討するに、前記のとおり本件非公開情報は、体罰事件の加害者である教職員を含む数名の教職員の氏名、性別、担当学級名、校務分掌に関する情報であって、体罰の内容等が記載されているものではないため、被害児童の人格に密接に関連するものということとはできない。

エ したがって、本件非公開情報は、条例第6条第1項第1号に該当せず、公開するのが妥当である。

(3) 理由付記の不備について

ア 教育委員会は、本件公文書一部公開決定の非公開理由として、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（被害児童の個人情報に該当する）」と提示している。

イ 本件公文書一部公開決定は、条例に基づく申請に対する処分であって、その処分の手続に関しては、豊橋市行政手続条例が適用される（行政手続法第3条第3項、第46条及び豊橋市行政手続条例）。

豊橋市行政手続条例第8条は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。同条の理由の付記が要求される趣旨は、行政の恣意的な判断を防ぐとともに、いかなる理由により処分がなされたかを明らかにすることで、請求人に不服申立ての便宜を図ることにある。

この点、弁明書で教育委員会が説明する非公開理由は、条例第6条第1項

第1号前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」及び同号後段であって、前記(3)アの理由の付記の程度では、非公開とした部分それ自体が個人情報そのものと認識できるものなのか、弁明書にあるように特定人を基準として他の情報と照合することにより識別することができる個人情報なのかなど、いかなる理由で非公開とされたか判断するに不十分であり、理由の付記の趣旨を充たしているとはいえない。

したがって、本件公文書一部公開決定における理由の付記の程度は、不十分である。

(4) よって、本件公文書一部公開決定における理由の付記は不十分であり、また、理由付記の点は別にしても、本件非公開情報は、条例第6条第1項第1号前段及び後段のいずれにも該当せず、公開するのが妥当である。

(5) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

【審査会の処理経過】

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------|-------------------|
| 30. 7. 13 | ○諮問（第90号） |
| 30. 10. 10 | ○口頭意見陳述の実施 ○審査 |
| 30. 12. 20 | ○答申内容の決定 |

【豊橋市情報公開・個人情報保護審査会（第1部会）】

| | |
|--------|---------|
| 委員（会長） | 庄 村 勇 人 |
| 委員 | 見 目 喜 重 |
| 委員 | 赤 本 優 |